第103回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- · 日 時 令和3年7月27日(火)10:20~11:35
- 場所 302会議室(3階)
- ・ 出席委員 今村委員長 大澤委員 石垣委員 伊東委員 菊池委員 篠原委員 (委員の一部はオンラインで出席)
- 事務局 総務部総務課 笠原課長 藤井係長 田中主任
- 傍聴者 なし

1 開 会

本審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムを利用する方法により行い、本審議会の長、委員及び事務局が各々映像と音声が即時に伝わることを確認するとともに、映像と音声により委員本人の確認をした。

2 委員長の選出

今期初の審議会であったため、横須賀市個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定に基づき委員長の互選を行い、今村委員が選出された。

3 委員長職務代理者の指名

同規則第3条第3項の規定に基づき、今村委員長は大澤委員を委員長職務代理者として 指名した。

4 議 題

• 報告事項

令和2年度個人情報保護制度の運用状況について (総務部総務課)

5 審議事項

(説明要旨)

横須賀市個人情報保護条例第30条の規定により、令和2年度の個人情報取扱事務の登録状況、個人情報保護制度の運用状況として、令和2年度における保有個人情報の開示等請求件

数、横須賀市個人情報保護運営審議会、横須賀市個人情報保護審査会の開催概要等の報告をするものである。

また、令和2年度に発生した個人情報の漏えい事故について、公表を行わなかったものも含め、その概要を報告するものである。

(委員) 1点目として、保有個人情報の開示請求がなされた際、請求者としては全部開示として満足を得られる場合と、不開示や一部開示となり納得を得られない場合があると思うが、請求を受け付ける市政情報コーナーとしてどのような感触か。

2点目として、改めてどういう場合に全部開示となり、どういう場合に不 開示となるか、説明を求めたい。

(事務局) 保有個人情報の開示請求については、請求に至る時点で既にトラブルが発生している場合が多いため、一部開示や不開示という決定に対しては、不満を持たれるケースがある。もっとも、決定通知書に個人情報保護条例第何条の不開示情報に該当するため、具体的には、請求者以外の個人情報である、法人の不利益情報である、事務事業に支障が出る、など不開示となる理由が記載されているので、一定のご理解をいただいているものと考える。

なお、一部開示の典型例は、請求者以外の個人情報であることを理由とするものが多い。

また、不開示については、文書不存在を理由とするものが大半である。

判断基準については、あくまでも横須賀市個人情報保護条例の規定に基づいている。ただし、事務事業情報であることを理由とする場合には判断が難しい場合がある。

- (委員) 資料1の開示等請求一覧表の具体的な内容として№2-8から№2-10まで の請求内容に「決裁文書」と記載されているが、具体的にはどのような内容で あったか。
- (事務局) 開示請求者が教育委員会から受け取った文書について、どのような決裁過程 を経て当該文書が発出されたのかを知りたいという内容であった。
- (委員) 同じく資料1の№2-36から№2-38までの請求内容として、児童相談課の「一時保護に係る資料一式」に関する開示請求が同日付けで3件記載されてい

るが、これらは同一人物に係る案件か。どのような区別で3件となったか。

- (事 務 局) 請求者は1人である。児童相談課が保有している一時保護に係る資料一式という請求内容で、請求件数としては1件であった。該当する文書が多数あり、文書の内容によって、全部開示できるもの、一部開示となるもの、全て非開示となるもものの3種類あったため、決定としては3件となった。
- (委員) 資料1の4 個人情報保護運営審議会の開催状況の報告について、令和2年度は書面審議が1回、オンライン開催が1回あった。今後もオンライン開催が想定されることに鑑み、オンライン開催であることがわかるよう記載の仕方を変更すべきではないか。
- (事務局) 開催日の欄に「○月○日(オンライン開催)」というように記載するよう改めたい。
- (委員) また、委員の氏名が公表される形になるが、会場での参加委員とオンライン での参加委員の別も表示する方向で調整すべきではないか。
- (事務局) 承知した。
- (委員) そもそも、オンライン開催や書面審議がどのような場合に可能となるのか、 最終的には委員長が決定するのであろうが、コロナ禍の現状を踏まえ今後を見 据えて、例えば規則等の制定を検討すべきではないか。
- (事務局) まず、横須賀市の現状について説明したい。各種審議会等をオンラインで開催することができる根拠として、市として規則等は制定しておらず、総務部総務課事務管理係が庁内に向けて発出した通知に基づきオンライン開催が可能とされている。

次に、横須賀市個人情報保護運営審議会においては、前述の通知に基づき、 全委員の同意を得て委員長が決定することによりオンラインで開催している。

先ほど委員から指摘のあったように、今後もオンライン開催が見込まれることも踏まえ、規則や要綱等のルールの制定の必要性については総務部総務課事務管理係と相談のうえ検討したい。

(委員) 先ほど委員から指摘のあった規則等の制定について考えてみると、大学でも 各種会議をオンラインで実施しているが、現時点ではコロナ禍という緊急事態 における対策として行っているもので、細則等のルールは制定していない。

もっとも、横須賀市個人情報保護運営審議会は傍聴が可能である点で、例え

ばオンラインでの傍聴が可能であるのか、或いは傍聴は会議室の対面でのみ可能であるのか等傍聴に係るルールについては、早急に、可能であれば次回の横須賀市個人情報保護運営審議会までに、整備しておく必要があるのではないかと考える。

(委員) 傍聴についてのルールは、要綱の制定という形がよいのではないか。

- (事 務 局) 今回の横須賀市個人情報保護運営審議会において、当初、Zoomのウェビナーという機能を活用し傍聴希望者にライブ視聴していただくことも検討したが、例えば不正に録画してネット上に流出するといったリスクも考えられ、一般の傍聴希望者にライブ視聴させることは躊躇されたため、今回は総務部総務課事務管理係の職員のみがライブ視聴するという形で試行をさせていただいたところである。
- (委員) 間接的に録画されネット上に流されると、当該映像を誰が録画したかの特定 が難しいし、ほぼ不可能であるから、傍聴者については会議室の対面でのみと すべきであろう。委員については、今後もオンラインで参加できるという制度 が良いと考える。
- (委員長) 資料1関係については以上とする。

続いて、資料2について、令和2年度個人情報漏えい事故一覧であるが、意 見や確認事項があればお願いしたい。

(委員) コロナ禍で市役所も学校も、消毒作業やパーテーションの設置等従前とは異なる新たな対応を迫られ、様々な業務上の工夫がなされ、学校も突然休校になったり予定どおり授業ができない、市全体の予算執行も当初の内容とは異なる形になった等大混乱の一年であったことを考慮すると、学校における個人情報の漏えい事故の件数が増えたのは致し方ない面もあると思う。しかしながら、やはり基本に立ち返って、教員も慌てず一呼吸置く、ダブルチェックを行う等の工夫をして改善していけると良いと思う。市役所の各部局においても同様のことが可能であると思うので、徹底していただきたい。

全体的には一昨年度よりも10件ほど減ったということで、コロナ禍の混乱の中で大変努力されたと評価できる。一昨年度件数の多かった福祉部が大幅に減っているところは特に評価したい。

(委員) 全体を見ると、誤送信は№16の1件のみである。誤配布の事案において回収

「有」というのは当然理解できるのであるが、誤送信の事案における回収について て「有」とはどういう意味か、確認したい。

(委員) 同じ疑問をもった。

- (事務局) 電子メールの誤送信の事案であり、電子メールに添付したファイルの誤送信の事案であったため、誤送信先に当該添付ファイルの消去を依頼し、先方から消去した旨の回答を得た、というのが実態である。回収の有無において「有」と分類して良いか否かは悩ましいところではあるが、紙の場合は回収、電子メールの添付ファイルの場合は回収という概念は無理があるため消去が完了したことをもって「有」と分類した。
- (委員) 電子メールの送信の際、添付ファイルを開くためのパスワードを設定して、 開く時点でもう1回確認する機会を設けることが可能だと思うが、№16の事案 においてパスワードの設定を行っていなかったのか。
- (事務局) おそらくパスワードの設定は行っていなかったものと思われる。
- (委員) 個人情報の漏えい事故の件数について、昨年度の件数だけでなく、過去何年 分かの件数の推移がわかるようなものを出してもらえると、市職員の努力や反 省点等も評価できるように思う。

近年において、昨年度は件数としては減っているのか。

- (事務局) 昨年度は22件、一昨年度が34件、その前年度は42件、更にその前年度が39件であるので、昨年度は全体の件数としては減少した。コロナ禍で学校における個人情報の漏えい事故の件数は増えたものの、それ以外の部署で減少した理由は不明である。
- (委員) 先ほど話題に上がったNo.16の事案について、コロナ感染症患者の濃厚接触者情報であると推測されるのであるが、保健所が行動歴の追跡も含めた情報収集を委託したという理解でよろしいか。
- (事 務 局) 保健所健康づくり課所管の事務で、PCR検査を受けるべき人の情報をPC R検査を行う医療機関に対して電子メールで連絡していた中で、送信すべき医療機関を間違えた事案である。
- (委員) 理解した。
- (委員) 先ほど話題に上がった回収の有無というところも含め、電子データと紙とでは質的な違いがあり、今後もやはり電子データの流出はかなり問題になると思

う。例えば、紙の場合は誤配布先が判明している、もちろん可能性としてはコピーして流出することも考えられるものの、電子データの場合にはより問題が大きくなりうる。当該電子データの入手先が特定しているとか、第三者に出回ってしまった場合にはどのようなルートで流出したのか等の観点からの分析を行うことはできないか。電子データの漏えいの事案においては、回収の有無という判断とは異なる観点からの分析ができると良いのではないか。

- (委員) 全庁的な問題にはなると思うが、市政情報コーナーにおいてある程度管理できるか。
- (事務局) 各課から市政情報コーナーあてに個人情報の漏えい事故が発生したという報告がなされ、その上で対応について指導を行うが、やはりまずは回収することと、漏えい事故の被害者への謝罪が優先されるべきであるため、紙であれば実物を回収、電子データの場合は誤送信した先に消去を依頼、という指導になる。ただ、やはり電子データに関しては誤送信先から消去したと報告を受けても完全に消去されたか、流出していないか、という点まで確認できないうえ、性質上短時間で流出しやすい。

資料2のNo.16については、受託者ということと、電子データの漏えい事案に しては比較的件数が少なかったが、漏えいした個人情報の内容としては要配慮 個人情報であった。

電子データの流出については、紙の漏えい事故の場合よりも更に踏み込んだ対応が必要になると思っている。電子データの漏えい事故の対応については、市政情報コーナーとしても、各課への指導に当たり細心の注意を払って対応するよう指導していきたいと思っている。

(委員) 審議会へのオンライン参加、傍聴の件も含め、デジタル化が急速に進んでいることに鑑み、資料2の回収「有」「無」というのも紙ベースを念頭にした表記になっているので、いずれこの点について、事務局から相談を受ける形で、将来的には対応すべき課題であると思っている。

デジタル化対応は、国でもデジタル庁の発足などで、今後何らかの指針等が 国から下りてくるかもしれないが、当審議会においても改善する方向で考えた い。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって報告を受けたものとしてよろしいか。

(各委員) (了承)

6 その他

次回審議会は、令和3年10月26日(火)午後2時から開催する。

次回審議会においては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務に関する特定個人 情報保護評価書の第三者点検を実施する予定である。

なお、次回審議会も、各委員はオンラインでの出席、会議室における出席のいずれも可能 とする予定である。

7 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時35分に会議の閉会を宣した。